

水産土木工事測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
<p>共通</p> <p>I 測量-3</p> <p>I 測量-6</p> <p>I 測量-29</p>	<p>又は よりがたい</p> <p>I 測量業務共通仕様書 1 総 則</p> <p>1 総 則</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務</p> <p>1-6 作業の実施及び計算</p> <p>2. 数量の計算は、北海道水産林務部が制定した「水産土木工事数量算出要領(案)」により実施するものとする。なお、これによりがたい場合は、業務担当員と協議するものとする。</p> <p>1-29 再委託</p> <p>5. 受託者は測量業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でない者、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。なお、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>または より難い</p> <p>I 測量業務共通仕様書 1 総 則</p> <p>1 総 則</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務</p> <p>3. <u>受託者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p> <p>1-6 作業の実施及び計算</p> <p>2. 数量の計算は、北海道水産林務部が制定した「水産土木工事数量算出要領」により実施するものとする。なお、これによりがたい場合は、業務担当員と協議するものとする。</p> <p>1-29 再委託</p> <p>5. 受託者は測量業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。<u>なお、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>6. 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団または暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でない者、または暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。</p>	<p>語句の統一</p> <p>文言の追加</p> <p>諸基準の改定に伴う変更</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による削除</p>

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-38		<p>1-38 測量法による手続き等 測量法による手続きは、下記のフローによって行うものとする。</p> <p>測量計画機関</p> <p>事業計画 (技術的な相談(報告) (法35条 長期計画・年度計画) 技術的な助言・情報提供(勧告))</p> <p>測量作業規程 (承認申請 法33条1 承認)</p> <p>使用する基本測量成果 (閲覧・交付申請 法28条1,2 法27条3・法28条 謄本・抄本の交付)</p> <p>設計 (公共測量実施計画書(公共測量の場合) 提出 法36条 技術的な助言 測量標及び測量成果使用承認申請書 提出 法26・30条 承認・情報提供)</p> <p>積算</p> <p>発注</p> <p>監督・検査 (技術的な相談)</p> <p>納入及び検査 (成果検定) 測量成果の写し (法40条1 測量成果の提出 法41条1 測量成果の審査)</p> <p>測量成果管理 (法43条 測量成果の複製承認 法44条 測量成果の使用承認 (39) 法26条 測量標の使用承認)</p> <p>関係市区町村長 (法21条2 通知 (39) 法23条2 通知 (39) 法23条1 移転等通知 (39) 法21条3 標識の異状の通知)</p> <p>北海道知事 (法14条2 通知 (39) 法21条1 通知 (39) 法23条1 通知)</p> <p>国土交通大臣 (作業規程準則 法34条 制定 法33条1)</p> <p>北海道地方測量部 (法42条1,2 保管 閲覧 交付 結果公表 法41条2)</p> <p>公示 (39) 法14条3</p> <p>公示 (39) 法14条3</p> <p>公示 (39) 法14条3</p> <p>← 公共測量の諸手続き (39) 基本測量に関する規定の準用</p>	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-38		<p style="text-align: center;">公 共 測 量 の 手 続 き</p> <p>1. 公共測量の手続き 国または公共団体が公共測量を実施する場合には、測量法（以下、法という）による国土地理院長の承認を要するので、下記に留意して必要な手続きを行うものとする。</p> <p>2. 手続きの目的 イ 公共測量の測量成果の正確性の確保 ロ 当該測量に関して、適切な成果であるか否かの確認 ハ 測量成果の最善の利用 ニ 公共測量の測量成果を広く利用を計り、測量に重複を除き、その合理化を図る。</p> <p>3. 公共測量（法第5条）（測量法施行令第1条） 公共測量とは、国または公共団体が土地の測量に用する費用の全部、若しくは一部を負担し若しくは補助して実施する測量で次に掲げる測量をいう。 イ 測量の面積が7km²（北海道は10km²）以上の三角、地形、平面測量 ロ 測量の路線長が6km（北海道は10km）以上の多角測量 ハ 測量の路線長が10km以上の水準測量（縦断測量を含む） ニ 基本測量または公共測量の基準点を2点以上使用する測量</p> <p>4. 書類の提出 書類の提出は、地方測量部長を経由して国土地理院長に提出する。</p> <p>1 公共測量実施計画書（法第36条） 公共測量を実施するときは別紙様式-8により、公共測量実施計画書（正、副、2部）を提出する。また、実施計画の変更を行う場合も同様公共測量変更実施計画書を提出する。国土地理院長は技術的な助言を行う。</p> <p>2 測量標及び測量成果の使用承認申請書（法第26、30） 基本測量の測量標及び測量成果を使用するときは、別紙様式-7により測量標及び測量成果の使用承認申請書（正、副、2部）を提出し承認を得て使用することができる。</p> <p>3 公共測量成果の提出（法第40条） 公共測量の成果を得た時は遅延なく、送付書（様式-9）を添えてその写しを2部提出する。 （この場合、成果の見やすい所に実施計画承認番号を必ず明記する。）</p>	

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-39	<p>1-38 測量法による手続きの書式</p>	<p>1-39 測量法による手続きの書式 手続きの書式は、次によるものとする。なお、書式については一部変更となる場合があるため、手続き前に国土交通省国土地理院のホームページ等で必ず確認を行うこと。</p> <p>1-39-1 公共測量の実施について(通知)</p> <p>様式-1</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">北 海 道 知 事 様</p> <p style="text-align: right;">測量計画機関の長 (総合振興局長等)</p> <p style="text-align: center;">公共測量の実施について(通知)</p> <p>〇〇市(町・村)内において、下記のとおり公共測量を実施しますので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項・第39条の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 作業種類 公共測量(〇〇計画図作成)</p> <p>2 作業期間 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日から 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日まで</p> <p>3 作業地域 〇〇市〇〇地域 (〇〇郡〇〇町〇〇地域) (〇〇郡〇〇町〇〇地域)</p>	<p>項目番号の追加(変更)</p> <p>項目番号の追加</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-39		<p>1-39-2 公共測量の終了について(通知)</p> <p>様式-2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p>北 海 道 知 事 様</p> <p style="text-align: right;">測量計画機関の長 (総合振興局長等)</p> <p style="text-align: center;">公共測量の終了について(通知)</p> <p>令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で通知した公共測量(〇〇計画図作成)は、〇〇月〇〇日終了しましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項・第39条の規定に基づき通知します。</p>	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-39		<p>1-39-3 永久標識の設置について(通知)</p> <p>様式-3</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p>国土交通省国土地理院長 様 北海道知事</p> <p style="text-align: right;">測量計画機関の長 (総合振興局長等)</p> <p style="text-align: center;">永久標識の設置について(通知)</p> <p>令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日付け〇公発第〇〇号で助言を受けた公共測量の実施にともない別紙のとおり永久標識を設置したので、測量法第37条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>(注) 1. 北海道知事宛の場合は、測量法第37条第3項を測量法第21条第1項・第39条とすること。 2. 測量法第40条による測量成果提出の際に設置位置通知書を添付することによって、国土地理院への通知を省略することができる。 3. 別紙には、「測量標設置位置通知書」を添付する。</p>	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-39		<p>1-39-5 測量標の移転・撤去及び廃棄について(知事への通知)</p> <p>様式-5</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p>北 海 道 知 事 様</p> <p style="text-align: right;">測量計画機関の長 (総合振興局長等)</p> <p style="text-align: center;">測量標の移転・撤去及び廃棄について(通知)</p> <p>標記について、別紙のとおり実施しましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第23条第1項・第39条の規定に基づき通知します。</p> <p>なお、測量法第23条第2項の規定により関係市町村長に通知されるよう願います。</p> <p>(注) 1. 別紙には、測量標の種類・移転・撤去・廃棄の区分を明記する。 2. 移転したものは、新旧の所在地等が分かる内容とする。 3. 様式は、測量標設置位置通知に準ずる。</p>	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-39		<p>1-39-6 測量標の移転・撤去及び廃棄について(敷地所有者または占有者への通知)</p> <p>様式-6</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p>(敷地所有者または占有者) 様</p> <p style="text-align: right;">測量計画機関の長 (総合振興局長等)</p> <p style="text-align: center;">測量標の移転・撤去及び廃棄について(通知)</p> <p>標記について、別紙のとおり実施しましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第23条第1項・第39条の規定に基づき通知します。</p> <p>(注) 別紙は、都道府県知事に提出するものと同一内容のものとする。</p>	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																													
I 測量-39	<p><u>様式-1</u> 測量標・測量成果の使用承認申請書</p>	<p><u>1-39-7</u> 測量標・測量成果の使用承認申請書</p> <p>様式-7</p> <table border="1" data-bbox="1472 394 2534 1583"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">測量標 測量成果</td> <td style="text-align: right;">文書番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">の使用承認申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="3">測量法第²⁶/₃₀条の規定により下記のとおり承認申請いたします。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〒〇〇〇-〇〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">申請者住所</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">北海道〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: center;">北海道〇〇総合振興局長 〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">国土交通省国土地理院長 様</td> </tr> <tr> <td>使用目的または当該測量の種別</td> <td colspan="2">道路改築のための道路計画図作成</td> </tr> <tr> <td>測量地域</td> <td colspan="2">北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇</td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td colspan="2">令和 年(〇〇〇〇年) 月 日から令和 年(〇〇〇〇年) 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>① 使用する測量成果の種類及び内容</td> <td colspan="2">基本測量 水準点・基準点</td> </tr> <tr> <td>① 測量精度</td> <td colspan="2">北海道公共測量作業規程(作業規程の準則と同じ内容)</td> </tr> <tr> <td>③ 使用方法</td> <td colspan="2">標定点測量・簡易水準測量の与点として</td> </tr> <tr> <td>② 使用する測量標の種類及び所在</td> <td colspan="2">別添付図に示すとおり</td> </tr> <tr> <td>② 使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在</td> <td colspan="2">別添付図の点には簡易測量標を設置する</td> </tr> <tr> <td>① 完成図の縮尺及び名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">測量計画機関名</td> <td>名称</td> <td>申請者と同じ</td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">測量作業機関名</td> <td>名称</td> <td>未定(発注済の場合は、受託会社名等を記載)</td> </tr> <tr> <td>① 測量業者登録番号</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td>① 成果入手年月日</td> <td colspan="2">令和 年(〇〇〇〇年) 月 日</td> </tr> <tr> <td>公共測量実施計画書提出年月日</td> <td colspan="2">令和 年(〇〇〇〇年) 月 日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">業務担当員の所属・氏名・連絡先(住所・電話番号)等を記載</td> </tr> </table> <p>記載要領 ① 法26条に規定する申請の場合にのみ記載すること。 ② 法30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。 ③ 測量(地図編集等を含む)作業の方法を詳細に記載すること。</p>	測量標 測量成果		文書番号	の使用承認申請書			測量法第 ²⁶ / ₃₀ 条の規定により下記のとおり承認申請いたします。			令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日			〒〇〇〇-〇〇〇〇		申請者住所	北海道〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号			氏名		北海道〇〇総合振興局長 〇〇 〇〇	国土交通省国土地理院長 様			使用目的または当該測量の種別	道路改築のための道路計画図作成		測量地域	北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇		使用期間	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日から令和 年(〇〇〇〇年) 月 日まで		① 使用する測量成果の種類及び内容	基本測量 水準点・基準点		① 測量精度	北海道公共測量作業規程(作業規程の準則と同じ内容)		③ 使用方法	標定点測量・簡易水準測量の与点として		② 使用する測量標の種類及び所在	別添付図に示すとおり		② 使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在	別添付図の点には簡易測量標を設置する		① 完成図の縮尺及び名称			測量計画機関名	名称	申請者と同じ	代表者の氏名	〃	所在地	〃	測量作業機関名	名称	未定(発注済の場合は、受託会社名等を記載)	① 測量業者登録番号	〃	代表者の氏名	〃	所在地	〃		① 成果入手年月日	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日		公共測量実施計画書提出年月日	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日		備考	業務担当員の所属・氏名・連絡先(住所・電話番号)等を記載		<p>項目番号の追加(変更)</p>
測量標 測量成果		文書番号																																																																														
の使用承認申請書																																																																																
測量法第 ²⁶ / ₃₀ 条の規定により下記のとおり承認申請いたします。																																																																																
令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日																																																																																
〒〇〇〇-〇〇〇〇		申請者住所																																																																														
北海道〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号																																																																																
氏名		北海道〇〇総合振興局長 〇〇 〇〇																																																																														
国土交通省国土地理院長 様																																																																																
使用目的または当該測量の種別	道路改築のための道路計画図作成																																																																															
測量地域	北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇																																																																															
使用期間	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日から令和 年(〇〇〇〇年) 月 日まで																																																																															
① 使用する測量成果の種類及び内容	基本測量 水準点・基準点																																																																															
① 測量精度	北海道公共測量作業規程(作業規程の準則と同じ内容)																																																																															
③ 使用方法	標定点測量・簡易水準測量の与点として																																																																															
② 使用する測量標の種類及び所在	別添付図に示すとおり																																																																															
② 使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在	別添付図の点には簡易測量標を設置する																																																																															
① 完成図の縮尺及び名称																																																																																
測量計画機関名	名称	申請者と同じ																																																																														
	代表者の氏名	〃																																																																														
	所在地	〃																																																																														
測量作業機関名	名称	未定(発注済の場合は、受託会社名等を記載)																																																																														
	① 測量業者登録番号	〃																																																																														
	代表者の氏名	〃																																																																														
所在地	〃																																																																															
① 成果入手年月日	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日																																																																															
公共測量実施計画書提出年月日	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日																																																																															
備考	業務担当員の所属・氏名・連絡先(住所・電話番号)等を記載																																																																															

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																			
I 測量-39		<p>1-39-8 公共測量実施計画書</p> <p>様式-8</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: center;">公 共 測 量 実 施 計 画 書</p> <p>測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。</p> <p>令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〒〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">所在地 北海道〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: right;">測量計画機関 名称 北海道〇〇総合振興局</p> <p style="text-align: right;">代表者 総合振興局長 〇〇 〇〇</p> <p>国土交通省国土地理院長 様</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>測 量 の 目 的</td> <td>道路改築のための道路計画図作成</td> </tr> <tr> <td>測 量 地 域</td> <td>北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇</td> </tr> <tr> <td>作 業 量</td> <td>基準点 2級 8点、3級 5点</td> </tr> <tr> <td>測 量 期 間</td> <td>令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日から令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>測 量 精 度</td> <td>北海道公共測量作業規程(作業規程の準則と同じ内容)</td> </tr> <tr> <td>測 量 方 法</td> <td>GNSS、トータルステーション</td> </tr> <tr> <td>使用する測量成果の種類及び内容</td> <td>基本測量 水準点・基準点(別添付図に示すとおり) 〇〇町公共測量 水準点・基準点(")</td> </tr> <tr> <td>基本測量成果入手年月日</td> <td>令和 年(〇〇〇〇年) 月 日</td> </tr> <tr> <td>測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号</td> <td>〇〇 〇〇 測量士第〇〇〇〇〇号(〇〇課〇〇係)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">測 量 作 業 機 関</td> <td>測 量 業 者 登 録 番 号</td> </tr> <tr> <td>代 表 者 の 氏 名</td> <td>未 定</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> </tr> <tr> <td>管 理 技 術 者 氏 名 及 び 測 量 士 登 録 番 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">作 業 規 程</td> <td>書 類 提 出 年 月 日</td> <td>令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日</td> </tr> <tr> <td>承 認 年 月 日</td> <td>令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日</td> </tr> <tr> <td>承 認 番 号</td> <td>国 国 地 第 〇 〇 号</td> </tr> <tr> <td>測 量 標 ・ 測 量 成 果 の 使 用 承 認 申 請 書 提 出 年 月 日</td> <td>令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>業 務 担 当 員 の 所 属 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先 (住 所 ・ 電 話 番 号) 等 を 記 載</td> </tr> </table> <p>記載要領 1 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。 2 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。 3 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。</p>	測 量 の 目 的	道路改築のための道路計画図作成	測 量 地 域	北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇	作 業 量	基準点 2級 8点、3級 5点	測 量 期 間	令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日から令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日まで	測 量 精 度	北海道公共測量作業規程(作業規程の準則と同じ内容)	測 量 方 法	GNSS、トータルステーション	使用する測量成果の種類及び内容	基本測量 水準点・基準点(別添付図に示すとおり) 〇〇町公共測量 水準点・基準点(")	基本測量成果入手年月日	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日	測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号	〇〇 〇〇 測量士第〇〇〇〇〇号(〇〇課〇〇係)	測 量 作 業 機 関	測 量 業 者 登 録 番 号	代 表 者 の 氏 名	未 定	所 在 地	管 理 技 術 者 氏 名 及 び 測 量 士 登 録 番 号	作 業 規 程	書 類 提 出 年 月 日	令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日	承 認 年 月 日	令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日	承 認 番 号	国 国 地 第 〇 〇 号	測 量 標 ・ 測 量 成 果 の 使 用 承 認 申 請 書 提 出 年 月 日	令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日	備 考	業 務 担 当 員 の 所 属 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先 (住 所 ・ 電 話 番 号) 等 を 記 載	項目番号の追加
測 量 の 目 的	道路改築のための道路計画図作成																																					
測 量 地 域	北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇																																					
作 業 量	基準点 2級 8点、3級 5点																																					
測 量 期 間	令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日から令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日まで																																					
測 量 精 度	北海道公共測量作業規程(作業規程の準則と同じ内容)																																					
測 量 方 法	GNSS、トータルステーション																																					
使用する測量成果の種類及び内容	基本測量 水準点・基準点(別添付図に示すとおり) 〇〇町公共測量 水準点・基準点(")																																					
基本測量成果入手年月日	令和 年(〇〇〇〇年) 月 日																																					
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号	〇〇 〇〇 測量士第〇〇〇〇〇号(〇〇課〇〇係)																																					
測 量 作 業 機 関	測 量 業 者 登 録 番 号																																					
	代 表 者 の 氏 名	未 定																																				
	所 在 地																																					
	管 理 技 術 者 氏 名 及 び 測 量 士 登 録 番 号																																					
作 業 規 程	書 類 提 出 年 月 日	令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日																																				
	承 認 年 月 日	令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日																																				
	承 認 番 号	国 国 地 第 〇 〇 号																																				
測 量 標 ・ 測 量 成 果 の 使 用 承 認 申 請 書 提 出 年 月 日	令 和 年(〇〇〇〇年) 月 日																																					
備 考	業 務 担 当 員 の 所 属 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先 (住 所 ・ 電 話 番 号) 等 を 記 載																																					

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要						
I 測量-39		<p>1-39-9 公共測量成果等の提出について</p> <p>様式-9</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p>国土交通省国土地理院長 様</p> <p style="text-align: right;">測量計画機関の長 (総合振興局長等)</p> <p style="text-align: center;">公共測量成果等の提出について</p> <p>令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日付け〇公発第〇〇号で助言を受けた公共測量実施計画書に基づく測量成果を得たので、測量法第40条第1項に基づき下記のとおり送付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">成果品の名称</td> <td style="text-align: center;">(縮尺または等級)</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">〇 部</td> </tr> </table> <p>(注) 成果品は、「承認・助言書」に記載された条件に従い提出すること。</p>	成果品の名称	(縮尺 または 等級)	数 量	〇〇〇〇	〇〇〇	〇 部	項目番号の追加
成果品の名称	(縮尺 または 等級)	数 量							
〇〇〇〇	〇〇〇	〇 部							

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-40		<p>1-40 「規程」による手続き等</p> <p>1. 受託者は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。</p> <p>3. 受託者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し業務担当員に提出しなければならない。また、規定第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出する作業を行う。</p> <p>1-40-1 測量業務計画書の作成要領</p> <p>1. 測量業務計画書（「規程」に基づく作業計画書）は業務担当員に提出するものとする。</p> <p>2. 業務名・測量業務概要は、契約名及び契約量を項目別に記載する。</p> <p>3. 工期は、作業準備から完成予定日とする。</p> <p>4. 作業編成は、工程別の作業責任者及び総括責任者となる管理技術者の氏名・測量士登録番号及び登録年月日・測量経験年数を記載する。</p> <p>5. 作業実施計画表は、工程別に準備から整理及び成果検定を含めて、バーチャートで示す。</p> <p>6. 前記4、5において小規模で工期が極めて短期間で終わる作業の場合は、工程別としない計画によることができる。ただし、作業内容が基準点測量・地形測量・応用測量等にまたがる場合は、各測量ごとの作業編成・作業実施計画表とし、各測量ごとの作業責任者を定める。</p> <p>7. 管理技術者は、測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。</p> <p>8. 作業実施計画表において、図面ごとの計画を必要とする場合は、作業別欄に図面名または図面番号を記載する。</p> <p>9. 主要機器で器械番号のあるものは記入し、仕様も記入する。</p> <p>10. 作業員の名簿には、管理技術者、作業責任者を省いた作業に関係する技術者の氏名・年齢・測量士・士補登録番号を作業別または測量別に記載する。ただし、計画時より数ヵ月後に着手する工程においては、業務担当者の承認を得て当該工程作業着手前に提出することができる。</p> <p>11. 管理技術者は、業務担当員の承認を得て作業責任者を兼務することができる。</p> <p>12. 作業計画の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を提出する。</p> <p>13. 担当員が特に指示した事項については、さらに詳細な作業計画書を提出する。</p> <p>14. 承認は打ち合わせ簿により行うものとする。</p>	<p>項目番号の追加</p> <p>項目番号の追加</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-40		<p>1-40-2 測量業務計画書の書式記載例</p> <p>様式第1-3号(例)</p> <p style="text-align: right;">令和 年(〇〇〇〇年) 月 日</p> <p>業務担当員 〇〇 〇〇 様</p> <p style="text-align: right;">受託者住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目〇番地 氏 名 〇〇〇〇測量株式会社 代表者 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">測 量 業 務 計 画 書 の 提 出 に つ い て</p> <p>標記について、次のとおり測量業務計画書を立案しましたので提出します。</p> <p>1. 業 務 名 道道〇〇〇〇線 路線測量 2. 管理技術者氏名 〇〇 〇〇 3. 測量業務概要 業務目的 道道〇〇〇〇線〇〇工事に伴う路線測量調査 調査箇所 〇〇市〇〇町字〇〇 内 容 L=1000m 4. 実 施 方 針 工 期 令和〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日~令和〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日 平成〇〇年度に〇〇〇〇が実施した3級基準点を与点とし、業務担当員の承諾を得た配点計画に基づき、トータルステーションにより地上測量による作業を実施する。また、配点に当たっては、後続作業を考慮し、なるべく将来とも基準点が残るように配点する。具体的作業に当たっては、北海道公共測量作業規程及び測量調査設計業務等共通仕様書に基づき、かつ、業務担当員と打合せを行いながら測量業務を行う。 5. 工 程 表 別紙 6. 使用する主要機器 別紙 7. 作業組織計画 別紙 8. 打ち合わせ計画 第1回 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日(予定) 第2回 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日(予定) 第3回 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日(予定) 9. 成果品の内容、部数 (別紙) 10. 使用する主な図書及び基準 (別紙) 11. 連絡体制(緊急時を含む) (別紙) 12. そ の 他 (別紙)</p>	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																																																																											
I 測量-40		<p>様式第1-3-1号(例)</p> <p style="text-align: center;">作業実施計画表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工程 作業別</th> <th style="text-align: center;">9月</th> <th style="text-align: center;">10月</th> <th style="text-align: center;">11月</th> <th style="text-align: center;">12月</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標定点設置</td> <td style="text-align: center;">5 12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対空標識設置 (刺針)</td> <td style="text-align: center;">8 12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1 9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空中三角測量</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図化</td> <td></td> <td style="text-align: center;">6 19</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地形補足測量</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20 2 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>編集</td> <td></td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地補測</td> <td></td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原図作成</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成果検定</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">12月21日納品</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第1-3-2号(例)</p> <p style="text-align: center;">主要機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業別</th> <th style="text-align: center;">機器の名称(仕様)番号</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">標定点設置</td> <td>ウイルドT2 (No.10125、10126)</td> <td style="text-align: center;">2台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パッカード(00378、00379)</td> <td style="text-align: center;">2台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動レベル(測機舎B2No.21405)</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対空標識設置</td> <td>T S等一式</td> <td style="text-align: center;">2組</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">撮影</td> <td>エアロ コマンダー(880F J A5881)</td> <td style="text-align: center;">1機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カメラRC-8 (No.1303、f=151.70mm、23cm×23cm)</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td>T S等一式</td> <td style="text-align: center;">4組</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空中三角測量</td> <td>点刻器PUGI</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステコメーターNo.11757</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電算機MELCOM910-30F</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図化</td> <td>ステレオ プレッターA8 No.4453、2068</td> <td style="text-align: center;">2台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地形補足測量</td> <td>自動レベル(測機舎B2No.21405) T S等一式</td> <td style="text-align: center;">1組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地補測</td> <td>T S等一式</td> <td style="text-align: center;">2組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程 作業別	9月	10月	11月	12月	備考	標定点設置	5 12					対空標識設置 (刺針)	8 12					撮影	13	30				現地調査		1 9				空中三角測量		1 5				図化		6 19				地形補足測量		20 2 3				編集		22	30			現地補測		31	8			原図作成			6	28		成果検定			29	10	12月21日納品	作業別	機器の名称(仕様)番号	数量	備考	標定点設置	ウイルドT2 (No.10125、10126)	2台		パッカード(00378、00379)	2台		自動レベル(測機舎B2No.21405)	1台		対空標識設置	T S等一式	2組		撮影	エアロ コマンダー(880F J A5881)	1機		カメラRC-8 (No.1303、f=151.70mm、23cm×23cm)	1台		現地調査	T S等一式	4組		空中三角測量	点刻器PUGI	1台		ステコメーターNo.11757	1台		電算機MELCOM910-30F	1台		図化	ステレオ プレッターA8 No.4453、2068	2台		地形補足測量	自動レベル(測機舎B2No.21405) T S等一式	1組		現地補測	T S等一式	2組		
工程 作業別	9月	10月	11月	12月	備考																																																																																																																									
標定点設置	5 12																																																																																																																													
対空標識設置 (刺針)	8 12																																																																																																																													
撮影	13	30																																																																																																																												
現地調査		1 9																																																																																																																												
空中三角測量		1 5																																																																																																																												
図化		6 19																																																																																																																												
地形補足測量		20 2 3																																																																																																																												
編集		22	30																																																																																																																											
現地補測		31	8																																																																																																																											
原図作成			6	28																																																																																																																										
成果検定			29	10	12月21日納品																																																																																																																									
作業別	機器の名称(仕様)番号	数量	備考																																																																																																																											
標定点設置	ウイルドT2 (No.10125、10126)	2台																																																																																																																												
	パッカード(00378、00379)	2台																																																																																																																												
	自動レベル(測機舎B2No.21405)	1台																																																																																																																												
対空標識設置	T S等一式	2組																																																																																																																												
撮影	エアロ コマンダー(880F J A5881)	1機																																																																																																																												
	カメラRC-8 (No.1303、f=151.70mm、23cm×23cm)	1台																																																																																																																												
現地調査	T S等一式	4組																																																																																																																												
空中三角測量	点刻器PUGI	1台																																																																																																																												
	ステコメーターNo.11757	1台																																																																																																																												
	電算機MELCOM910-30F	1台																																																																																																																												
図化	ステレオ プレッターA8 No.4453、2068	2台																																																																																																																												
地形補足測量	自動レベル(測機舎B2No.21405) T S等一式	1組																																																																																																																												
現地補測	T S等一式	2組																																																																																																																												

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																																																												
I 測量-40		<p>様式第1-3-3号(例)</p> <table border="1" data-bbox="1457 344 2522 951"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1457 344 2522 373">作業の方法</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1457 373 1662 415">作業別</th> <th data-bbox="1662 373 2522 415">作業の方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1457 415 1662 491">標定点設置</td> <td data-bbox="1662 415 2522 491">2級トランシット・光波測距儀を使用する多角測量方式で行う。計算は電子計算機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 491 1662 527">対空標識設置</td> <td data-bbox="1662 491 2522 527">標定点・既設基準点に化学合成板の標識を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 527 1662 562">撮影</td> <td data-bbox="1662 527 2522 562">縮尺 1/6, 000カメラRC8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 562 1662 598">現地調査</td> <td data-bbox="1662 562 2522 598">1/1, 000引伸し空中写真を使用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 598 1662 634">簡易水準測量</td> <td data-bbox="1662 598 2522 634">3級レベルを使用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 634 1662 669">空中三角測量</td> <td data-bbox="1662 634 2522 669">点刻器・ステレオコンパレーターを使用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 669 1662 705">図化</td> <td data-bbox="1662 669 2522 705">ステレオプロッターA8メトログラフを使用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 705 1662 741">地形補足測量</td> <td data-bbox="1662 705 2522 741">標高点及び等高線の補足測量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 741 1662 777">編集</td> <td data-bbox="1662 741 2522 777">図化素図を記号化し、編集素図を作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 777 1662 812">現地補測</td> <td data-bbox="1662 777 2522 812">重要な事項の表現の確認及び補足測量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 812 1662 848">原図作成</td> <td data-bbox="1662 812 2522 848">ポリエステルフィルム(500番)にトレースする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 848 1662 884">社内検査</td> <td data-bbox="1662 848 2522 884">各工程ごとに実施し、精度管理表を作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 884 1662 919">成果の検定</td> <td data-bbox="1662 884 2522 919">地形図・空中写真の検定を受ける。</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第1-3-4号(例)</p> <table border="1" data-bbox="1457 1108 2522 1715"> <thead> <tr> <th colspan="6" data-bbox="1457 1108 2522 1138">作業編成</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1457 1138 1638 1213">作業別</th> <th data-bbox="1638 1138 1837 1213">管理技術者及び作業責任者</th> <th data-bbox="1837 1138 2220 1213">測量士または測量士補登録番号及び登録年月日</th> <th data-bbox="2220 1138 2320 1213">測定の経年</th> <th data-bbox="2320 1138 2421 1213">年齢</th> <th data-bbox="2421 1138 2522 1213">作業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1457 1213 1638 1289">(管理技術者)</td> <td data-bbox="1638 1213 1837 1289">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1213 2220 1289">No.21331 (S.26.10.18)</td> <td data-bbox="2220 1213 2320 1289">33年</td> <td data-bbox="2320 1213 2421 1289">55歳</td> <td data-bbox="2421 1213 2522 1289"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1289 1638 1325">標定点設置</td> <td data-bbox="1638 1289 1837 1325">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1289 2220 1325">No.35770 (S.33.12.2)</td> <td data-bbox="2220 1289 2320 1325">26</td> <td data-bbox="2320 1289 2421 1325">48</td> <td data-bbox="2421 1289 2522 1325">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1325 1638 1400">(対空標識設置(刺針))</td> <td data-bbox="1638 1325 1837 1400">"</td> <td data-bbox="1837 1325 2220 1400">"</td> <td data-bbox="2220 1325 2320 1400">"</td> <td data-bbox="2320 1325 2421 1400">"</td> <td data-bbox="2421 1325 2522 1400">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1400 1638 1436">撮影</td> <td data-bbox="1638 1400 1837 1436">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1400 2220 1436">No.42544 (S.38.5.26)</td> <td data-bbox="2220 1400 2320 1436">22</td> <td data-bbox="2320 1400 2421 1436">44</td> <td data-bbox="2421 1400 2522 1436">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1436 1638 1472">現地調査</td> <td data-bbox="1638 1436 1837 1472">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1436 2220 1472">No.47-3540 (S.47.8.10)</td> <td data-bbox="2220 1436 2320 1472">16</td> <td data-bbox="2320 1436 2421 1472">34</td> <td data-bbox="2421 1436 2522 1472">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1472 1638 1507">空中三角測量</td> <td data-bbox="1638 1472 1837 1507">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1472 2220 1507">No.46-1220 (S.46.10.24)</td> <td data-bbox="2220 1472 2320 1507">14</td> <td data-bbox="2320 1472 2421 1507">36</td> <td data-bbox="2421 1472 2522 1507">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1507 1638 1543">図化</td> <td data-bbox="1638 1507 1837 1543">"</td> <td data-bbox="1837 1507 2220 1543">"</td> <td data-bbox="2220 1507 2320 1543">"</td> <td data-bbox="2320 1507 2421 1543">"</td> <td data-bbox="2421 1507 2522 1543">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1543 1638 1579">地形補足測量</td> <td data-bbox="1638 1543 1837 1579">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1543 2220 1579">No.37-1150 (S.47.9.15)</td> <td data-bbox="2220 1543 2320 1579">15</td> <td data-bbox="2320 1543 2421 1579">35</td> <td data-bbox="2421 1543 2522 1579">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1579 1638 1614">編集</td> <td data-bbox="1638 1579 1837 1614">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1579 2220 1614">No.47-354 (S.47.8.10)</td> <td data-bbox="2220 1579 2320 1614">13</td> <td data-bbox="2320 1579 2421 1614">34</td> <td data-bbox="2421 1579 2522 1614">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1614 1638 1650">現地補測</td> <td data-bbox="1638 1614 1837 1650">"</td> <td data-bbox="1837 1614 2220 1650">"</td> <td data-bbox="2220 1614 2320 1650">"</td> <td data-bbox="2320 1614 2421 1650">"</td> <td data-bbox="2421 1614 2522 1650">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1650 1638 1686">原図作成</td> <td data-bbox="1638 1650 1837 1686">〇〇 〇〇</td> <td data-bbox="1837 1650 2220 1686">No.37-1451 (S.47.12.10)</td> <td data-bbox="2220 1650 2320 1686">12</td> <td data-bbox="2320 1650 2421 1686">33</td> <td data-bbox="2421 1650 2522 1686">2</td> </tr> </tbody> </table>	作業の方法		作業別	作業の方法等	標定点設置	2級トランシット・光波測距儀を使用する多角測量方式で行う。計算は電子計算機	対空標識設置	標定点・既設基準点に化学合成板の標識を設置する。	撮影	縮尺 1/6, 000カメラRC8	現地調査	1/1, 000引伸し空中写真を使用	簡易水準測量	3級レベルを使用	空中三角測量	点刻器・ステレオコンパレーターを使用	図化	ステレオプロッターA8メトログラフを使用	地形補足測量	標高点及び等高線の補足測量	編集	図化素図を記号化し、編集素図を作成	現地補測	重要な事項の表現の確認及び補足測量	原図作成	ポリエステルフィルム(500番)にトレースする。	社内検査	各工程ごとに実施し、精度管理表を作成	成果の検定	地形図・空中写真の検定を受ける。	作業編成						作業別	管理技術者及び作業責任者	測量士または測量士補登録番号及び登録年月日	測定の経年	年齢	作業員数	(管理技術者)	〇〇 〇〇	No.21331 (S.26.10.18)	33年	55歳		標定点設置	〇〇 〇〇	No.35770 (S.33.12.2)	26	48	4	(対空標識設置(刺針))	"	"	"	"	2	撮影	〇〇 〇〇	No.42544 (S.38.5.26)	22	44	3	現地調査	〇〇 〇〇	No.47-3540 (S.47.8.10)	16	34	4	空中三角測量	〇〇 〇〇	No.46-1220 (S.46.10.24)	14	36	2	図化	"	"	"	"	4	地形補足測量	〇〇 〇〇	No.37-1150 (S.47.9.15)	15	35	2	編集	〇〇 〇〇	No.47-354 (S.47.8.10)	13	34	4	現地補測	"	"	"	"	2	原図作成	〇〇 〇〇	No.37-1451 (S.47.12.10)	12	33	2	
作業の方法																																																																																																															
作業別	作業の方法等																																																																																																														
標定点設置	2級トランシット・光波測距儀を使用する多角測量方式で行う。計算は電子計算機																																																																																																														
対空標識設置	標定点・既設基準点に化学合成板の標識を設置する。																																																																																																														
撮影	縮尺 1/6, 000カメラRC8																																																																																																														
現地調査	1/1, 000引伸し空中写真を使用																																																																																																														
簡易水準測量	3級レベルを使用																																																																																																														
空中三角測量	点刻器・ステレオコンパレーターを使用																																																																																																														
図化	ステレオプロッターA8メトログラフを使用																																																																																																														
地形補足測量	標高点及び等高線の補足測量																																																																																																														
編集	図化素図を記号化し、編集素図を作成																																																																																																														
現地補測	重要な事項の表現の確認及び補足測量																																																																																																														
原図作成	ポリエステルフィルム(500番)にトレースする。																																																																																																														
社内検査	各工程ごとに実施し、精度管理表を作成																																																																																																														
成果の検定	地形図・空中写真の検定を受ける。																																																																																																														
作業編成																																																																																																															
作業別	管理技術者及び作業責任者	測量士または測量士補登録番号及び登録年月日	測定の経年	年齢	作業員数																																																																																																										
(管理技術者)	〇〇 〇〇	No.21331 (S.26.10.18)	33年	55歳																																																																																																											
標定点設置	〇〇 〇〇	No.35770 (S.33.12.2)	26	48	4																																																																																																										
(対空標識設置(刺針))	"	"	"	"	2																																																																																																										
撮影	〇〇 〇〇	No.42544 (S.38.5.26)	22	44	3																																																																																																										
現地調査	〇〇 〇〇	No.47-3540 (S.47.8.10)	16	34	4																																																																																																										
空中三角測量	〇〇 〇〇	No.46-1220 (S.46.10.24)	14	36	2																																																																																																										
図化	"	"	"	"	4																																																																																																										
地形補足測量	〇〇 〇〇	No.37-1150 (S.47.9.15)	15	35	2																																																																																																										
編集	〇〇 〇〇	No.47-354 (S.47.8.10)	13	34	4																																																																																																										
現地補測	"	"	"	"	2																																																																																																										
原図作成	〇〇 〇〇	No.37-1451 (S.47.12.10)	12	33	2																																																																																																										

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																																																																																																												
I 測量-40		<p>様式第1-3-5号(例)</p> <p style="text-align: center;">作 業 員 名 簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業別</th> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>測量士(補)登録番号</th> <th>作業別</th> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>測量士(補)登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">標 定 点 設 置</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td rowspan="5">編 集</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対 空 標 識 設 置</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td rowspan="2">現 地 補 測</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">撮 影</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td rowspan="2">原 図 作 成</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現 地 調 査</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空 中 三 角 測 量</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td rowspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">図 化</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 形 補 足 測 量</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td rowspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td>〇〇 〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>No. 〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>No.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業別	氏 名	年 齢	測量士(補)登録番号	作業別	氏 名	年 齢	測量士(補)登録番号	標 定 点 設 置	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	編 集	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	対 空 標 識 設 置	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	現 地 補 測	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	撮 影	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	原 図 作 成	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	現 地 調 査	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	空 中 三 角 測 量	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	図 化	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.	地 形 補 足 測 量	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇			No.				No.					
作業別	氏 名	年 齢	測量士(補)登録番号	作業別	氏 名	年 齢	測量士(補)登録番号																																																																																																																																																								
標 定 点 設 置	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	編 集	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
対 空 標 識 設 置	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	現 地 補 測	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
撮 影	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	原 図 作 成	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇																																																																																																																																																								
現 地 調 査	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
空 中 三 角 測 量	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
図 化	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
地 形 補 足 測 量	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				No.																																																																																																																																																								
			No.																																																																																																																																																												

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																			
I 測量-40		<p>1-40-3 工程管理 工程管理は、「規程」第12条によるものとする。</p> <p>1-40-4 作業進度報告書の書式記載例</p> <p>様式-10</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">受託者 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目〇番地 氏名 〇〇〇〇測量株式会社 代表者 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">令和〇年(〇〇〇〇年)〇月^前_後期作業進度報告書</p> <p>業務名 道道〇〇〇線道路計画図作成業務</p> <table border="1" data-bbox="1457 947 2522 1724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業別</th> <th rowspan="2">進 度 作業量</th> <th colspan="4">進 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>〇 月</th> <th>〇 月</th> <th>〇 月</th> <th>〇 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 定 点 設 置</td> <td>1 1 点</td> <td>5-----12 5-----14 100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対空標識設置 (刺 針)</td> <td>1 1 点</td> <td>8-----12 8-----15 100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮 影</td> <td>8.0km²</td> <td>13-----30 16-----30 100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 地 調 査</td> <td>1 4 面 6.0km²</td> <td></td> <td>1-----9 1-----8 100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空 中 三 角 測 量</td> <td>2 コー ス 13モデル</td> <td></td> <td>1-----5 3-----6 100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図 化</td> <td>1 4 面 6.0km²</td> <td></td> <td>6-----9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 形 補 足 測 量</td> <td>1 4 面 6.0km²</td> <td></td> <td>23--- 30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>編 集</td> <td>1 4 面 6.0km²</td> <td></td> <td></td> <td>1-----10</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 進度欄は上段に作業実施計画表の工程を記入し、下段に実施状況をバーチャートで表示する。</p>	作業別	進 度 作業量	進 度				備 考	〇 月	〇 月	〇 月	〇 月	標 定 点 設 置	1 1 点	5-----12 5-----14 100					対空標識設置 (刺 針)	1 1 点	8-----12 8-----15 100					撮 影	8.0km ²	13-----30 16-----30 100					現 地 調 査	1 4 面 6.0km ²		1-----9 1-----8 100				空 中 三 角 測 量	2 コー ス 13モデル		1-----5 3-----6 100				図 化	1 4 面 6.0km ²		6-----9				地 形 補 足 測 量	1 4 面 6.0km ²		23--- 30				編 集	1 4 面 6.0km ²			1-----10			<p>項目番号の追加</p> <p>項目番号の追加</p>
作業別	進 度 作業量	進 度				備 考																																																																
		〇 月	〇 月	〇 月	〇 月																																																																	
標 定 点 設 置	1 1 点	5-----12 5-----14 100																																																																				
対空標識設置 (刺 針)	1 1 点	8-----12 8-----15 100																																																																				
撮 影	8.0km ²	13-----30 16-----30 100																																																																				
現 地 調 査	1 4 面 6.0km ²		1-----9 1-----8 100																																																																			
空 中 三 角 測 量	2 コー ス 13モデル		1-----5 3-----6 100																																																																			
図 化	1 4 面 6.0km ²		6-----9																																																																			
地 形 補 足 測 量	1 4 面 6.0km ²		23--- 30																																																																			
編 集	1 4 面 6.0km ²			1-----10																																																																		

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																															
I 測量-40	<p>1-39 参考様式等</p> <p>1. 身分証明書交付願</p>	<p>1-40-5 身分証明書等</p> <p>様式第1-7号</p> <p>1. 身分証明書交付願</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書 交 付 願</p> <p style="text-align: right;">令和 年(〇〇〇〇年) 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: right;">受託者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>業務番号 業務名</p> <hr/> <p>上記業務の実施に当たり、土地への立ち入りのため、法第 条 の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1466 1287 2546 1696"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">生年月日</th> <th colspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">作業名称</th> <th rowspan="2">作業期間</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>S . .</td> <td>(株)</td> <td></td> <td>基準点測量</td> <td>R . . ~ R . .</td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注 1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 注 2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 注 3 顔写真の提出については、別途協議による。</p>	氏名	生年月日	所 属		作業名称	作業期間	備考	会社名	住 所		S . .	(株)		基準点測量	R . . ~ R . .																																																																	<p>項目番号の追加(変更)</p> <p>様式の追加</p>
氏名	生年月日	所 属			作業名称	作業期間				備考																																																																								
		会社名	住 所																																																																															
	S . .	(株)		基準点測量	R . . ~ R . .																																																																													

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-40	2. 身分証明書	<p>2. 身分証明書 (表面) 第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>住 所 所 属 (会社名) 氏 名 生年月日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 60px;">(写真)</div> <p>上記の者は、北海道が行う公共事業のために、北海道からの委任に基づき、測量または調査に従事する者であり、他人の土地に立ち入ることができるものであることを証明します。</p> <p>事 業 名 作 業 地 域 有 効 期 限 自 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日 至 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日</p> <p>発 行 日 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日 発 行 者 氏 名 北海道知事 印 (〇〇総合振興局 (〇〇振興局))</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(裏面) 本証を携帯し業務を行う者は、次のことを遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務を行うに当たっては、本証を携帯し、土地等の権利者から請求があったときは提示しなければならない。 2 業務で知り得た土地等の権利者の事業及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。 3 業務が土地等の権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動は慎まなければならない。 4 他人の土地に入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。 5 宅地または垣、柵等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立ち入りの際にあらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。 6 日の出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。 7 当該調査等に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 8 本証を紛失または毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。 9 根拠法令 法第 条 	表現の変更

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-40	3. 土地の立ち入りについてのお知らせ	<p>3. 土地の立ち入りについてのお知らせ (裏面)</p> <p style="text-align: right;">〇〇(総合)振興局</p> <p style="text-align: center;">お 願 い</p> <p>このたび、当部が施行する〇〇工事のために必要な調査・測量を、次の日程で行いたくお知らせいたします。 つきましては、この工事の調査・測量にご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>また、調査・測量に伴い、あなたが所有されている土地に担当者を立ち入らせていただきたく、重ねてご協力をお願い申し上げます。 なお、この通知に関しまして、ご不審な点やご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的(調査名) 2 土地の所在地 3 立ち入りの期間 自 令和 年(〇〇〇〇年) 月 日 至 令和 年(〇〇〇〇年) 月 日 4 立 入 者 測量会社名 担当者名(職・氏名) TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇) 5 連 絡 先 当(総合)振興局の職員(所属・職・氏名) TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇)</p> <p>※業務内容により、通知文例が実態に合わない場合は、適宜変更して使用すること。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-right: 10px;"></div> <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">北 住 海 所 道 ○ ○ ○ 総 ○ 合 ○ 振 ○ 興 ○ 局 ○ 長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">様</p> </div>	

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-41		<p>1-41 承諾願</p> <p>様式第1-8号</p> <p>令和 年(〇〇〇〇年) 月 日</p> <p>(業務担当員氏名) 様</p> <p>受託者 住 所 氏 名</p> <p>承 諾 願</p> <p>業務名 上記業務について下記のとおり実施したいので承諾願います。</p> <p>記</p> <p>1. 件 名 2. 記 事</p> <p>.....</p> <p>承諾する 年 月 日 (業務担当員氏名)</p>	<p>項目番号の追加</p> <p>様式の追加</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-43		<p>1-43 特定外来生物(植物)について</p> <p>1. 事前調査</p> <p>受託者は、委託業務区域に生育している特定外来生物(植物)を生きたまの状態で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物(植物)の生育状況を調査し、その内容について、業務担当員へ報告すること。</p> <p>なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページから参照のこと。</p> <p>出典:「特定外来生物 同定マニュアル」(環境省)</p> <p>(http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf)</p> <p>北海道内で確認されている特定外来生物(植物)の種は下記のとおりである。(令和3年4月時点)</p> <p>種名:オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ</p> <p>2. 防除計画書</p> <p>特定外来生物(植物)が確認された場合は、業務処理計画書に防除計画書を添付の上、業務担当員に提出すること。記載内容は下記によること。</p> <p>(1) 平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面に生育範囲、集積箇所等を記載する。 <p>(2) 写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況 <p>(3) 防除方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬方法、仮置場の管理方法、処分方法等を記載する。 <p>(4) 地域住民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板の記載内容と設置位置等を記載する。 <p>(5) 特定外来生物防除従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、従事者以外の作業員には作業させない旨を記載する。 <p>(6) 運搬経路図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生場所から搬出先までの経路を記載する。 <p>3. 特定外来生物(植物)の防除</p> <p>特定外来生物(植物)の防除にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を遵守し下記のとおり行うこと。</p> <p>(1) 対象となる範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きている特定外来生物(植物)の個体及び種子、根の器官を運搬すること。 <p>(2) 地域住民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防除」の実施にあたっては、地域住民等へ周知するため、事前に看板を設置すること。 	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
I 測量-43		<p>(3) 特定外来生物防除従事者証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者は、特定外来生物(植物)の防除を行う場合、作業に着手する前に防除従事者証の交付を受けること。 ・防除作業に従事する者は、発注者から従事者証の交付を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。 ・防除作業が完了したときは、速やかに従事者証を発注者に返還すること。 <p>(4) 作業における留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除作業については、業務担当員と十分協議し指示によること。なお、設計変更が生じる場合は別途協議するものとする。 <p>ア. 除草・集草時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈草が周辺に飛散しないよう注意して行うこと。 ・集草時は、特定外来生物(植物)と通常の植物を区分して取扱うこと。 ・現場内外において仮置きする場合には、「育つことが出来ない」状態とすることとし、周囲へのシート等により飛散防止措置を講じること。 <p>イ. 生きている個体、種子、根の器官を搬出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出先には、特定外来生物(植物)を含む刈草であることを通知し、適切な処分が可能か確認すること。また、特定外来生物(植物)を含む廃棄物の適切な処分が可能か処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、シート等により飛散防止措置を講じること。 ・処理方法については、設計図書によること。 	
I 測量 - 44		<p>1-44 三次元点群測量</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ICTを活用した三次元点群測量を行う場合は、下記基準に基づき実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) UAVを用いた公共測量マニュアル(案) (平成29年3月) (2) UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案) (平成30年3月) (3) 地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案) (平成30年3月) 2. 受託者は、具体的な測量内容及び対象範囲を業務担当員と協議するものとする。また、実施内容等については業務計画書に記載するものとする。 3. 受託者は、三次元点群測量に使用する機器類を調達すること。 4. 受託者は、使用する三次元点群測量機器に入力されたデータ一式を業務担当員に提出すること。 5. 受託者は、アンケート調査等を実施する場合は、これに協力すること。 6. 受託者は、設計図書に定めのない事項について、業務担当員と協議するものとする。 	項目番号の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
<p>2 漁場部門</p> <p>3 作図</p>	<p>2-2 深淺測量 2-2-5 水深測量 1. 受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。</p> <p>(1) 受託者は、設計図書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。 (2) 受注者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、1a級水域及び1b級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。 なお、水域の区分は海上保安庁告示第102号別表第一によるものとする。 (3) 受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。 (4) 受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。</p> <p>2-5 水質調査 2-5-7 成果品 成果品は、2-3-5 成果品 に準ずるものとする。</p> <p>2-6 底質調査 2-6-7 成果品 成果品は、2-3-5 成果品 に準ずるものとする。</p> <p>3-2 作図様式等 8-2-1 路線測量における土質の表示</p>	<p>2-2 深淺測量 2-2-5 水深測量 1. 受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。 <u>2. 海上測位</u> (1) 受託者は、設計図書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。 (2) 受注者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、1a級水域及び1b級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。 なお、水域の区分は海上保安庁告示第102号別表第一によるものとする。 (3) 受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。 (4) 受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。</p> <p>2-5 水質調査 2-5-7 成果品 成果品は、2-4-5 成果品 に準ずるものとする。</p> <p>2-6 底質調査 2-6-7 成果品 成果品は、2-4-5 成果品 に準ずるものとする。</p> <p>3-2 作図様式等 <u>3-2-1 路線測量における土質の表示</u></p>	<p>文言の追加</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
<p>共通</p> <p>II 調査-7</p> <p>II 調査-8</p>	<p>又は つとめ よりがたい コア スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>1 総 則</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務</p> <p>1-8 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p>または 努め より難しい コア スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</p> <p>1 総 則</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務</p> <p><u>3. 受託者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p> <p>1-8 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）<u>または業務に該当する技術部門</u>）、<u>国土交通省登録技術者資格※1（業務に該当する区分（施設分野等＝業務））、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者（業務に該当する技術士の技術部門に準拠）またはこれと同等の能力と経験を有する技術者※2</u>であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、または内業を含み、かつ、その範囲が 2-10-2 既存資料収集・現地調査、2-10-3 資料整理とりまとめ、2-10-4 断面図等の作成 の場合、地質調査技士を管理技術者とすることができる。</p> <p><u>※1 管理技術者を対象とする国土交通省登録技術者資格については国土交通省HP「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」を参照のこと。</u></p> <p><u>※2 同等の能力と経験を有する技術者については、1-2 用語の定義を参照のこと。</u></p>	<p>語句の統一</p> <p>諸基準類の改訂に伴う追加</p> <p>諸基準類の改訂に伴う変更</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
II 調査-11	<p>1-16 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願(様式は任意とする)を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内(休日等を除く)に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p>1-16 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願(様式第1-6号)を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内(休日等を除く)に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	様式番号の追加
II 調査-12	<p>1-17 成果品の提出</p>	<p>1-17 成果品の提出</p> <p>4. 受託者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、一般財団法人国土盤情報センターによる検定を受けた上で、委託者に提出するとともに、国土盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>また、受託者は、納品の際に、一般財団法人国土盤情報センターから受領した検定証明書を委託者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告する。</p> <p>5. 国土盤情報データベースの登録時に、委託者が、受託者の管理技術者及びボーリング責任者の資格を確認した結果、当初積算条件と異なることを把握した場合は、設計変更で適切な検定費用を計上するものとする。</p>	<p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p>
II 調査-15	<p>1-28 再委託</p> <p>5. 受託者は調査業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でない者、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。なお、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1-28 再委託</p> <p>5. 受託者は調査業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査業務を実施しなければならない。なお、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団または暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でない者、または暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。</p>	<p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による削除</p>
II 調査-18	<p>1-35 個人情報の取扱い</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、1-13で示す測量業務計画書に記載するものとする。</p>	<p>1-35 個人情報の取扱い</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、1-12で示す調査業務計画書に記載するものとする。</p>	誤植

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																															
様式1-6		<p>様式第1-6号</p> <p>1. 身分証明書交付願</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書 交 付 願</p> <p style="text-align: right;">令和 年(〇〇〇〇年) 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: right;">受託者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>業務番号 業務名</p> <hr/> <p>上記業務の実施に当たり、土地への立ち入りのため、 法第 条 の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1478 1199 2531 1598"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">生年月日</th> <th colspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">作業名称</th> <th rowspan="2">作業期間</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>S . .</td> <td>(株)</td> <td></td> <td></td> <td>R . . ~R . .</td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注 1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 3 顔写真の提出については、別途協議による。</p>	氏名	生年月日	所 属		作業名称	作業期間	備考	会社名	住 所		S . .	(株)			R . . ~R . .																																																																	<p>様式第1-6号追加 2. 身分証明書(裏面)5 誤植</p>
氏名	生年月日	所 属			作業名称	作業期間				備考																																																																								
		会社名	住 所																																																																															
	S . .	(株)			R . . ~R . .																																																																													

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
様式1-6	<p>5 宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立ち入りの際にあらかじめその旨を当該土地の占有者にその旨を告げなければならない。</p>	<p>2. 身分証明書 (表面) 第 号 身 分 証 明 書</p> <p>住 所 所 属 (会社名) 氏 名 生年月日</p> <div data-bbox="2220 453 2383 621" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 55px; height: 80px; margin-left: auto; margin-right: auto;">(写 真)</div> <p>上記の者は、北海道が行う公共事業のために、北海道からの委任に基づき、測量または調査に従事する者であり、他人の土地に立ち入ることができるものであることを証明します。</p> <p>事 業 名 作 業 地 域 有効期限 自 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日 至 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日</p> <p>発 行 日 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日 発 行 者 氏 名 北海道知事 印 (〇〇総合振興局(〇〇振興局))</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(裏面) 本証を携帯し業務を行う者は、次のことを遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務を行うに当たっては、本証を携帯し、土地等の権利者から請求があったときは提示しなければならない。 2 業務で知り得た土地等の権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。 3 業務が土地等の権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動は慎まなければならない。 4 他人の土地に入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。 5 宅地<u>または垣、柵等で囲まれた土地</u>に入ろうとする場合においては、立ち入りの際にあらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。 6 日の出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。 7 当該調査等に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 8 本証を紛失または毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。 9 根拠法令 法第 条 	<p>様式第1-6号追加 2. 身分証明書(裏面) 5 誤植</p> <p>誤植</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
様式1-6		<p>3. 土地の立ち入りについてのお知らせ (裏面)</p> <p style="text-align: right;">〇〇(総合)振興局</p> <p style="text-align: center;">お 願 い</p> <p>このたび、当部が施行する〇〇工事のために必要な調査・測量を、次の日程で行いたくお知らせいたします。 つきましては、この工事の調査・測量にご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>また、調査・測量に伴い、あなたが所有されている土地に担当者を立ち入らせていただきたく、重ねてご協力をお願い申し上げます。 なお、この通知に関しまして、ご不審な点やご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的(調査名) 2 土地の所在地 3 立ち入りの期間 自 令和 年(〇〇〇〇年) 月 日 至 令和 年(〇〇〇〇年) 月 日 4 立 入 者 測量会社名 担当者名(職・氏名) TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇) 5 連 絡 先 当(総合)振興局の職員(所属・職・氏名) TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇)</p> <p>※業務内容により、通知文例が実態に合わない場合は、適宜変更して使用すること。</p> <hr/> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-right: 10px;"></div> <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> </div> </div> <p style="text-align: center;">北 住 海 所 道 ○ ○ ○ 総 合 ○ 振 興 ○ 局 ○ 長</p> <p style="text-align: right;">様</p> </div>	様式第1-6号追加 2. 身分証明書(裏面) 5 誤植

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
II 調査-37		<p>1-37 特定外来生物(植物)について</p> <p>1. 事前調査 受託者は、委託業務区域に生育している特定外来生物(植物)を生きたままの状態 飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物(植物)の生育状況を調 査し、その内容について、業務担当員へ報告すること。 なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページから参照のこと。 出典：「特定外来生物 同定マニュアル」(環境省) (http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf) 北海道内で確認されている特定外来生物(植物)の種は下記のとおりである。(令和 3年4月時点) 種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ</p> <p>2. 防除計画書 特定外来生物(植物)が確認された場合は、業務処理計画書に防除計画書を添付の上、 業務担当員に提出すること。記載内容は下記によること。 (1) 平面図 ・図面に生育範囲、集積箇所等を記載する。 (2) 写真 ・生育状況 (3) 防除方法 ・運搬方法、仮置場の管理方法、処分方法等を記載する。 (4) 地域住民への周知 ・看板の記載内容と設置位置等を記載する。 (5) 特定外来生物防除従事者 ・防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、従事者以外の作業員には作業 させない旨を記載する。 (6) 運搬経路図 ・発生場所から搬出先までの経路を記載する。</p> <p>3. 特定外来生物(植物)の防除 特定外来生物(植物)の防除にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被 害の防止に関する法律」を遵守し下記のとおり行うこと。 (1) 対象となる範囲 ・生きている特定外来生物(植物)の個体及び種子、根の器官を運搬すること。 (2) 地域住民への周知 ・「防除」の実施にあたっては、地域住民等へ周知するため、事前に看板を設置 すること。</p>	項目番号の変更(追加)

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
II 調査-38		<p>(3) 特定外来生物防除従事者証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者は、特定外来生物(植物)の防除を行う場合、作業に着手する前に防除従事者証の交付を受けること。 ・防除作業に従事する者は、発注者から従事者証の交付を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。 ・防除作業が完了したときは、速やかに従事者証を発注者に返還すること。 <p>(4) 作業における留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除作業については、業務担当員と十分協議し指示によること。なお、設計変更が生じる場合は別途協議するものとする。 <p>ア. 除草・集草時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈草が周辺に飛散しないよう注意して行うこと。 ・集草時は、特定外来生物(植物)と通常の植物を区分して取扱うこと。 ・現場内外において仮置きする場合には、「育つことが出来ない」状態とすることとし、周囲へのシート等により飛散防止措置を講じること。 <p>イ. 生きている個体、種子、根の器官を搬出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出先には、特定外来生物(植物)を含む刈草であることを通知し、適切な処分が可能か確認すること。また、特定外来生物(植物)を含む廃棄物の適切な処分が可能な処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、シート等により飛散防止措置を講じること。 ・処理方法については、設計図書によること。 	項目番号の変更(追加)

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
3 その他		<p>3-3 身分証明書</p> <p>1 総則 様式第1-6号による。</p>	様式の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
3 その他	<p>3-3 承諾願</p>	<p>3-4 承諾願</p> <p>様式-2</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(業務担当員氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">受託者住所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">承 諾 願</p> <p>業務名 _____</p> <p>上記業務について下記のとおり実施したいので承諾願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 件 名 2. 記 事</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;">承諾する 年 月 日 (業務担当員氏名)</p>	項目番号の変更

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
共通	又は よりがたい	または より難い	語句の統一
Ⅲ設計-8	<h2>1 総則・一般</h2> <h3>1-3 受託者・委託者の責務</h3>	<h2>1 総則・一般</h2> <h3>1-3 受託者・委託者の責務</h3> <p>3. 受託者は、<u>設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p>	諸基準類の改訂に伴う追加
Ⅲ設計-(8)	<h3>1-4 業務の着手</h3> <p>受託者は、当該業務に当たって、調査等の意図及び目的を十分に理解した上で調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>	<h3>1-4 業務の着手</h3> <p>受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務の実施のため業務担当員との打合せを行うことをいう。</p>	誤植
Ⅲ設計-9	<h3>1-7 管理技術者</h3> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネジャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<h3>1-7 管理技術者</h3> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）<u>または業務に該当する技術部門）、国土交通省登録技術者資格^{※1}（業務に該当する区分（施設分野等－業務））、シビルコンサルティングマネジャー（以下「RCCM」という。）</u>、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者<u>または1級土木技術者）またはこれと同等の能力と経験を有する技術者^{※2}</u>であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p><u>※1 管理技術者を対象とする国土交通省登録技術者資格については、国土交通省HP「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」を参照のこと。</u></p> <p><u>※2 同等の能力と経験を有する技術者については、1-2 用語の定義を参照のこと。</u></p>	諸基準類との統一
Ⅲ設計-(9)	<h3>1-8 照査の実施及び照査技術者</h3> <p>3. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者でなければならない。</p>	<h3>1-8 照査の実施及び照査技術者</h3> <p>3. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）<u>または業務に該当する技術部門）、国土交通省登録技術者資格^{※1}（業務に該当する区分（施設分野等－業務））、RCCMの資格保有者（業務に該当する技術士の技術部門に準拠）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者）またはこれと同等の能力と経験を有する技術者^{※2}</u>でなければならない。</p> <p><u>※1 照査技術者を対象とする国土交通省登録技術者資格については、国土交通省HP「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」を参照のこと。</u></p> <p><u>※2 同等の能力と経験を有する技術者については、1-2 用語の定義を参照のこと。</u></p>	諸基準類との統一

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-12	<p>1-16 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願（<u>様式は任意とする</u>）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業完了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p>1-16 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願（<u>様式第1-8号</u>）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業完了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	様式の追加
Ⅲ設計-16	<p>1-28 再委託</p> <p>5. 受託者は設計業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でない者、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。<u>なお、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>1-28 再委託</p> <p>5. 受託者は設計業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務を実施しなければならない。<u>なお、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>6. 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団または暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でない者、または暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。</p>	記載位置の移動による追加 記載位置の移動による削除
Ⅲ設計-18	<p>1-32 履行報告</p> <p>受託者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式（様式第1-1号）に基づき作成し、業務担当員に提出するものとする。</p>	<p>1-32 履行報告</p> <p>受託者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める「<u>業務スケジュール管理表</u>」（<u>様式第1-9号</u>）に基づき作成し、業務担当員に<u>毎月</u>提出するものとする。 <u>また、測量、調査等関連業務を含む複合業務においても、「業務スケジュール管理表」に測量、調査等関連業務の履行状況を記載し、業務担当員に提出するものとする。</u> <u>なお、業務内容により、日々の履行報告が適切な業務においては、受託者、委託者の協議により、「委託業務月報」（様式1-1）に基づき作成し、業務担当員に毎月提出するものとする。</u></p>	文言の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-21	<p>1-42 設計業務の条件</p> <p>2. 受託者は、以下に示す21工種の詳細設計業務に類似する設計業務における設計条件の設定については、北海道建設部が策定した「設計条件打合せ簿」を使用しなければならない。なお、「設計条件打合せ簿」に記載の無い事項については、打ち合わせ簿(様式第1-2号)により行うものとする。</p> <p>「設計条件打合せ簿」については、北海道建設部建設管理局技術管理課のホームページに掲載されているものから入手することができる。</p> <p>河川 (1) 樋門・樋管・排水工詳細設計 (2) 築堤・護岸詳細設計 (3) 排水機場詳細設計 (4) 床止め詳細設計 (5) 堰詳細設計</p> <p>海岸 (6) 海岸詳細設計</p> <p>砂防 (7) 砂防詳細設計</p> <p>急傾斜(8) プレキャスト法「枠」詳細設計 (9) 吹付法枠(抑制工)詳細設計 (10) 吹付法枠(ロックボルト及びグラウンドアンカー併用)詳細設計 (11) 土留柵詳細設計 (12) 重力式擁壁詳細設計 (13) 地山補強土工詳細設計</p> <p>道路 (14) ボックスカルバート詳細設計 (15) 擁壁詳細設計 (16) 橋梁(橋台)詳細設計 (17) 橋梁(橋脚)詳細設計</p> <p>漁港 (18) 漁港詳細設計 (19) 集落排水施設詳細設計 (20) 衛生管理(取水排水)詳細設計 (21) 岸壁上屋詳細設計</p> <p>3. 受託者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、1-13 資料等の貸与及び返却に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、業務担当員の承諾を得るものとする。</p> <p>4. 受託者は、前項において、1-13 資料等の貸与及び返却の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を業務担当員と協議するものとする。</p> <p>5. 受託者は、設計図書及び1-34 使用する技術基準等に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して業務担当員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. 受託者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を採用する場合には、業務担当員の承諾を得るものとする。</p>	<p>1-42 設計業務の条件</p> <p>2. 受託者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、1-13 資料等の貸与及び返却に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、業務担当員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受託者は、前項において、1-13 資料等の貸与及び返却の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を業務担当員と協議するものとする。</p> <p>4. 受託者は、設計図書及び1-34 使用する技術基準等に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して業務担当員の承諾を得るものとする。</p> <p>5. 受託者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を採用する場合には、業務担当員の承諾を得るものとする。</p>	<p>該当工種ないため削除</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
	<p>7. 設計に採用する材料、製品（以下「資材等」という。）は原則としてJ I S、J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。なお、これ以外の資材等を採用する場合は、規格、強度等を確認できる資料及び採用理由等を整理の上、業務担当員の承諾を得るものとする。</p> <p>8. 受託者は、設計に採用した資材等の設計単価の有無について、業務担当員と協議するものとし、北海道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価において掲載のない資材等については、別途資材等一覧表（様式第1－6号）にとりまとめの上、打ち合わせ簿（様式第1－2号）により業務担当員の承諾を得るものとする。なお、北海道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価の定義については、「工用資材設計単価策定要領（北海道建設部）」によるものとする。</p> <p>9. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））及び北海道道路工事標準設計図集等に集録されている構造物又は自動設計プログラム(建設省)を採用するものについては、委託者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受託者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>10. 受託者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等及びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>11. 受託者は、設計に当たって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。</p> <p>また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（様式第1－5号）を作成するものとする。</p> <p>12. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に業務担当員と協議するものとする。</p> <p>13. 受託者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性の向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性の向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性の向上提案を行うものとする。</p> <p>この提案は、概略設計又は予備設計を実施した受託者が、その設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性の向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>14. 受託者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、若しくは概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、国土交通省新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受託者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための経済性・効率性・施工性等の検討を行い、業務担当員と協議の上、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p><u>6.</u> 設計に採用する材料、製品（以下「資材等」という。）は原則としてJ I S、J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。</p> <p>なお、これ以外の資材等を採用する場合は、規格、強度等を確認できる資料及び採用理由等を整理の上、業務担当員の承諾を得るものとする。</p> <p><u>7.</u> 受託者は、設計に採用した資材等の設計単価の有無について、業務担当員と協議するものとし、北海道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価において掲載のない資材等については、別途資材等一覧表（様式第1－6号）にとりまとめの上、打ち合わせ簿（様式第1－2号）により業務担当員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、北海道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価の定義については、「工用資材設計単価策定要領（北海道建設部）」によるものとする。</p> <p><u>8.</u> 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））及び北海道道路工事標準設計図集等に集録されている構造物または自動設計プログラム(建設省)を採用するものについては、委託者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受託者はこれを遵守するものとする。</p> <p>なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p><u>9.</u> 受託者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等及びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p><u>10.</u> 受託者は、設計に当たって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。</p> <p>また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（様式第1－<u>7</u>号）を作成するものとする。</p> <p><u>11.</u> 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に業務担当員と協議するものとする。</p> <p><u>12.</u> 受託者は、概略設計または予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。</p> <p>この提案は、概略設計または予備設計を実施した受託者が、その設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p><u>13.</u> 受託者は、概略設計または予備設計における比較案の提案、若しくは概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、国土交通省新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受託者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための経済性・効率性・施工性等の検討を行い、業務担当員と協議の上、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>様式番号変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-23	<p>15. 受託者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、業務担当員と協議の上、設計に反映させるものとする。</p> <p>16. 受託者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年5月法律第100号)に基づき、物品使用の検討に当たっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</p> <p>17. 受託者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p>1-45 設計業務の成果</p> <p>3. 数量計算書</p> <p>(1) 数量計算書は、北海道水産林務部が制定した「水産土木工事工種体系化構成表」、「水産土木工事数量算出要領(案)」により取りまとめるものとする。ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。なお、これによりがたい場合は、業務担当員と協議するものとする。</p>	<p><u>14.</u> 受託者は、当業務に関連する他機関施設がある場合は、該当する施設において使用している基準点及び水準点等測量資料や、改良計画等がある場合は設計資料等を入手し、当業務内容との差異についての確認結果資料等を必ず作成し、打ち合わせ簿(様式第1-2号)にて業務担当員と協議すること。</p> <p>1-45 設計業務の成果</p> <p>3. 数量計算書</p> <p>(1) 数量計算書は、北海道水産林務部が制定した「水産土木工事工種体系化構成表の手引き」、「工事数量算出要領」により取りまとめるものとする。ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。なお、これによりがたい場合は、業務担当員と協議するものとする。</p>	<p>項目番号の変更</p> <p>重複記載のため削除</p> <p>重複記載のため削除</p> <p>諸基準の改定に伴う変更</p>
Ⅲ設計-25	<p>1-48 個人情報取扱い</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、1-13で示す測量業務計画書に記載するものとする。</p>	<p>1-48 個人情報取扱い</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、<u>1-12</u>で示す<u>設計業務計画書</u>に記載するものとする。</p>	<p>誤植</p>
Ⅲ設計-26	<p>1-49 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受託者は、当該業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり1-13で示す設計業務計画書に流出防止策を記載しなければならない。</p>	<p>1-49 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受託者は、当該業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり<u>1-12</u>に示す設計業務計画書に流出防止策を記載しなければならない。</p>	<p>誤植</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-27		<p>1-50 コンクリート構造物における全体最適の検討</p> <p><u>標準的な土木構造物において、全体最適の考えに基づいた設計を行う際には、概略・予備設計段階等に応じて、施工性、経済性、維持管理、走行性等の検討項目を適切に設定する必要がある。なお、現場条件等により、施工段階において変更になる可能性があるものについては、引き継ぎ事項として、確認項目を明確にする必要がある。</u></p> <p><u>また、構造形式や工法等の比較検討を行う場合は、当該形式及び工法による直接的な経済性比較以外に、間接的に必要となる経費についても比較検討項目として明確にするとともに、コスト換算が困難な工期短縮や安全性及び周辺環境への影響など選定に重要な項目についても、適宜比較検討項目として設定する必要がある。その際は、下記の図書を参考とする。</u></p> <p>(1) <u>国土交通省 土木構造物設計ガイドライン (平成31年3月)</u></p> <p>(2) <u>道路プレキャストコンクリート工技術委員会 ガイドライン検討小委員会</u> <u>プレキャストコンクリート構造物に適用する</u> <u>機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)</u></p> <p>(3) <u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会</u> <u>コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)</u></p> <p>(4) <u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会</u> <u>コンクリート構造物における</u> <u>埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)</u></p> <p>(5) <u>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会</u> <u>機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (平成28年7月)</u></p> <p>(6) <u>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会</u> <u>流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月)</u></p> <p>(7) <u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</u> <u>場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)</u></p>	<p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>記載位置の移動による追加</p> <p>(上記追加に合わせ Ⅲ設計2-8を削除)</p>

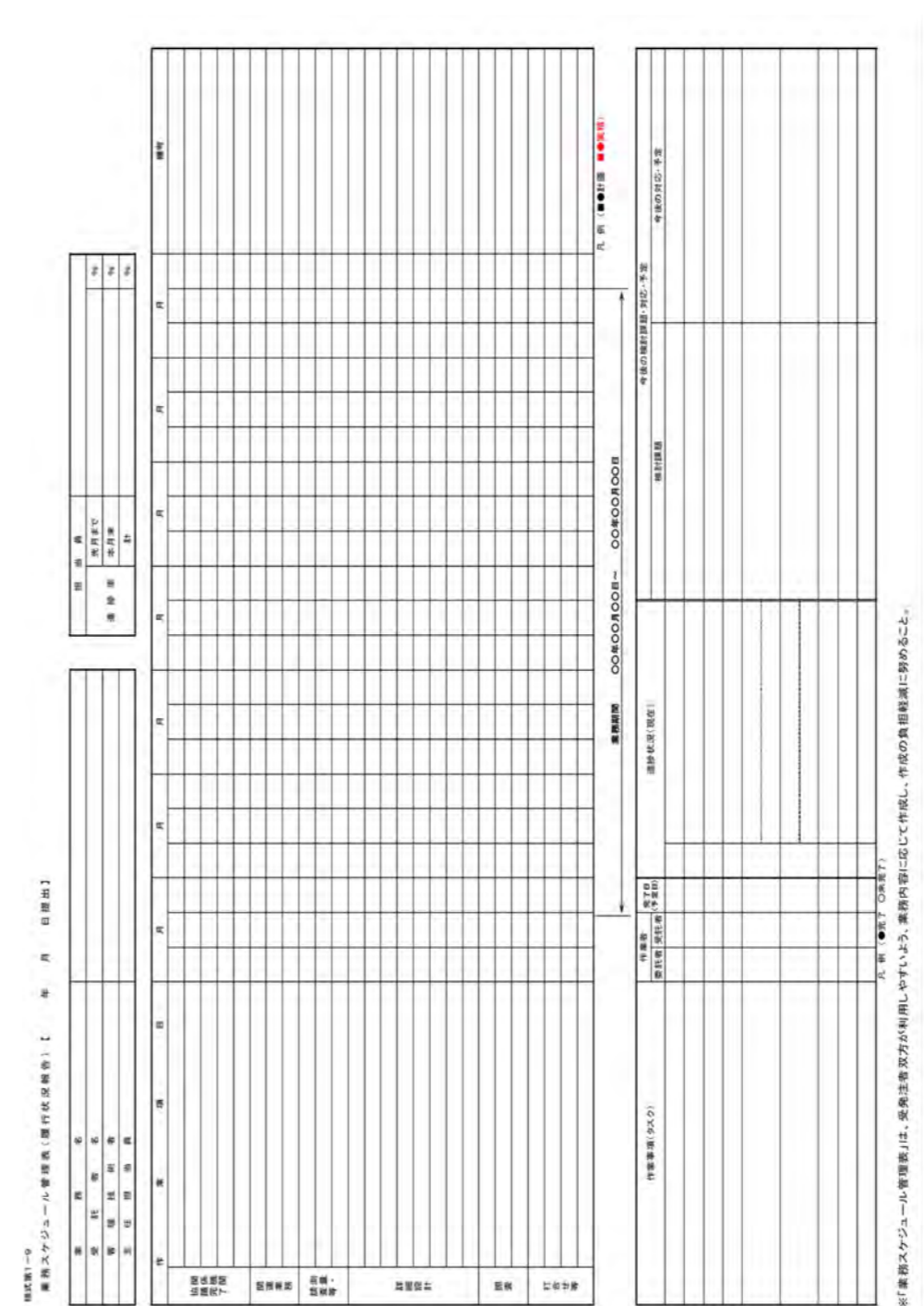
水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-36	<p>5 宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立ち入りの際にあらかじめその旨を当該土地の占有者にその旨を告げなければならない。</p>	<p>2. 身分証明書 (表面) 第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>住 所 所 属 (会社名) 氏 名 生年月日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 50px;">(写 真)</div> <p>上記の者は、北海道が行う公共事業のために、北海道からの委任に基づき、測量または調査に従事する者であり、他人の土地に立ち入ることができるものであることを証明します。</p> <p>事 業 名 作 業 地 域 有効期限 自 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日 至 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日</p> <p>発 行 日 令和 年 (〇〇〇〇年) 月 日 発 行 者 氏 名 北海道知事 印 (〇〇総合振興局 (〇〇振興局))</p> <hr/> <p>(裏面) 本証を携帯し業務を行う者は、次のことを遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務を行うに当たっては、本証を携帯し、土地等の権利者から請求があったときは提示しなければならない。 業務で知り得た土地等の権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。 業務が土地等の権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動は慎まなければならない。 他人の土地に入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。 宅地<u>または</u>垣、柵等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立ち入りの際にあらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。 日の出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。 当該調査等に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 本証を紛失または毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。 根拠法令 法第 条 	<p>様式第1-8号追加 2. 身分証明書(裏面) 5 誤植</p> <p>誤植</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-37		<p>3. 土地の立ち入りについてのお知らせ (裏面)</p> <p style="text-align: right;">〇〇(総合)振興局</p> <p style="text-align: center;">お 願 い</p> <p>このたび、当(総合)振興局が施行する〇〇工事のために必要な調査・測量を、次の日程で行いたくお知らせいたします。 つきましては、この工事の調査・測量にご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>また、調査・測量に伴い、あなたが所有されている土地に担当者を立ち入らせていただきたく、重ねてご協力をお願い申し上げます。 なお、この通知に関しまして、ご不審な点やご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的(調査名) 2 土地の所在地 3 立ち入りの期間 自 令和 年(〇〇〇〇年) 月 日 至 令和 年(〇〇〇〇年) 月 日 4 立 入 者 測量会社名 担当者名(職・氏名) TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇) 5 連 絡 先 当(総合)振興局の職員(所属・職・氏名) TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇)</p> <p>※業務内容により、通知文例が実態に合わない場合は、適宜変更して使用すること。</p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-right: 10px;"></div> <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> </div> </div> <p style="text-align: center;">北 住 海 所 道 ○ ○ ○ 総合 ○ 振興 ○ 局 ○ 長</p> <p style="text-align: right;">様</p> </div>	<p>様式第1-8号追加 2. 身分証明書(裏面) 5 誤植</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-38		<p>様式第1-9号 業務スケジュール管理表(履行状況報告)【 年 月 日提出】</p> 	様式等の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-47		<p>3-3 身分証明書</p> <p>1 総則 様式第1-8号による。</p>	様式の追加

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
Ⅲ設計-48	<p>3-3 承諾願</p>	<p>3-4 承諾願</p> <p>様式-2</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(業務担当員氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">受託者住所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">承 諾 願</p> <p>業務名 _____</p> <p>上記業務について下記のとおり実施したいので承諾願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 件 名 2. 記 事</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;">承諾する 年 月 日 (業務担当員氏名)</p>	<p>項目番号の変更</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
IV施管-6	<p>1 総 則</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務</p>	<p>1 総 則</p> <p>1-3 受託者・委託者の責務</p> <p><u>3. 受託者は、適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p>	<p>諸基準類の改訂による追加</p>
IV施管-7	<p>1-7 現場技術員</p> <p>4. 現場技術員は、業務の実施に当たって、当該工事の契約図書や別に定める「<u>北海道建設部土木関係請負工事監督要領</u>」及び当該工事で適用する共通仕様書の内容を十分理解しておかなければならない。</p> <p>5. 現場技術員は、当該工事の受注者と十分協議の上、相互に協力して業務を実施しなければならない。</p>	<p>1-7 現場技術員</p> <p>4. 現場技術員は、業務の実施に当たって、当該工事の契約図書や別に定める「<u>北海道水産林務部請負工事監督要領</u>」及び当該工事で適用する共通仕様書の内容を十分理解しておかなければならない。</p> <p><u>5. 業務の実施にあたって、受託者または外部から通知等を受けた場合は、速やかに業務担当員へ報告すること。</u></p> <p><u>6. 業務の実施にあたって、受託者または外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。</u></p> <p>7. 現場技術員は、当該工事の受注者と十分協議の上、相互に協力して業務を実施しなければならない。</p>	<p>誤植</p> <p>条文追加</p> <p>条文追加</p> <p>項目番号の変更</p> <p>特記仕様書より移行、条文追加</p>
IV施管-11	<p>1-22 使用単位</p>	<p>1-22 履行報告</p> <p><u>受託者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式(様式-2)に基づき作成し、業務担当員に提出するものとする。</u></p> <p>1-23 使用単位</p>	<p>項目の追加</p> <p>項目番号の変更</p>
IV施管-12	<p>1-24 臨機の措置</p>	<p>1-24 臨機の措置</p> <p><u>1. 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>また、受託者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに業務担当員に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2. 業務担当員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</u></p>	<p>項目の追加</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
IV 施管-12	<p>1-23 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p> <p>3. 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、業務担当員と協議するものとする。</p> <p>1-24 個人情報の取扱い</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、1-13で示す測量業務計画書に記載するものとする。</p>	<p>1-25 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p> <p>3. <u>前記第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p>4. 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、業務担当員と協議するものとする。</p> <p>1-26 個人情報の取扱い</p> <p>10. 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、<u>1-10</u>で示す<u>施工管理業務計画書</u>に記載するものとする。</p>	<p>項目番号の変更</p> <p>項目の追加</p> <p>項目番号の変更</p> <p>誤植</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要
IV施管-18		<p><u>2-7 契約の履行に必要な資料作成等</u> <u>1. 受託者は、当該工事の設計図書等に基づく受注者に対する指示、協議に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、それらの資料を業務処理結果報告書(様式-3)とともに、業務担当員に提出するものとする。</u> <u>2. 受託者は、受注者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、その結果を業務処理結果報告書(様式-3)とともに、業務担当員に報告するものとする。</u></p> <p><u>2-8 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料作成</u> <u>受託者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成及び立会いを行い、その結果を業務処理結果報告書(様式-3)とともに、業務担当員に報告または提出するものとする。</u></p>	<p>項目の追加</p> <p>項目の追加</p>
IV施管-19	<p>2-7 資料等の貸与</p> <p>2-8 工事検査の立会い</p> <p>2-9 提出成果品</p> <p>2-10 報告等様式</p>	<p><u>2-9 資料等の貸与</u></p> <p><u>2-10 工事検査の立会い</u></p> <p><u>2-11 提出成果品</u></p> <p><u>2-12 報告等様式</u></p> <p><u>2-13 その他</u> <u>1. 受託者は、工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては業務担当員の指示により、情報の収集等を行うものとする。</u> <u>2. 受託者は、委託者から施工管理を行う上で別途品質確保を図るために必要な調査等の指示があった場合は、その調査等を行い、その結果を業務処理結果報告書(様式-3)とともに、業務担当員に報告するものとする。</u></p>	<p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目の追加</p>

水産土木測量調査設計業務等共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降の入札より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版改訂	(新) 令和5年12月版	摘要																																																																																																																																																						
	<p>様式-2 業務処理結果報告書 (No.)</p> <table border="1" data-bbox="281 388 1380 976"> <tr> <td colspan="2">報告年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>発注者 (委託者)</td> <td>主任監督員</td> <td>監督員 (業務担当員)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受注者</td> <td>現場 代理人</td> <td>主任 技術者</td> <td>受託者</td> <td>現場技術員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">署名</td> <td></td> <td></td> <td>署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">処 理 結 果</td> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td>監督員 所見</td> <td colspan="5">-----</td> </tr> </table>	報告年月日		令和 年 月 日	発注者 (委託者)	主任監督員	監督員 (業務担当員)	受注者		現場 代理人	主任 技術者	受託者	現場技術員	署名				署名		処 理 結 果	-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					監督員 所見	-----					<p>様式-3 業務処理結果報告書 (No.)</p> <table border="1" data-bbox="1454 388 2537 955"> <tr> <td colspan="2">報告年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>発注者 (委託者)</td> <td>主任監督員</td> <td>監督員 (業務担当員)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受注者</td> <td>現場 代理人</td> <td>主任 技術者</td> <td>受託者</td> <td>現場技術員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">署名</td> <td></td> <td></td> <td>署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">処 理 結 果</td> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="5">-----</td> </tr> <tr> <td>監督員 所見</td> <td colspan="5">-----</td> </tr> </table>	報告年月日		令和 年 月 日	発注者 (委託者)	主任監督員	監督員 (業務担当員)	受注者		現場 代理人	主任 技術者	受託者	現場技術員	署名				署名		処 理 結 果	-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					-----					監督員 所見	-----					<p>様式番号の変更</p>
報告年月日		令和 年 月 日	発注者 (委託者)	主任監督員	監督員 (業務担当員)																																																																																																																																																				
受注者		現場 代理人	主任 技術者	受託者	現場技術員																																																																																																																																																				
署名				署名																																																																																																																																																					
処 理 結 果	-----																																																																																																																																																								

監督員 所見	-----																																																																																																																																																								
報告年月日		令和 年 月 日	発注者 (委託者)	主任監督員	監督員 (業務担当員)																																																																																																																																																				
受注者		現場 代理人	主任 技術者	受託者	現場技術員																																																																																																																																																				
署名				署名																																																																																																																																																					
処 理 結 果	-----																																																																																																																																																								

監督員 所見	-----																																																																																																																																																								

